

様式 1

オンライン利用率引き上げの基本計画（令和2年12月15日）

省庁名	出入国在留管理庁
対象事業名	在留申請手続関連

1. 対象手続一覧（一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載）

手続 ID （行政手 続の棚卸 結果）	所管部署名	手続名	手続の種類 （主体⇒受け手）	総手続件数 （令和元 年）	オンライン 利用率(令 和元年7月 ～12月)	オンラ イン利 用率目 標※	取組期間 （達成期 限）※
12979	出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課	在留資格認定証明書の交付申請	国民等⇒国	600,919	未実施	20%	令和6年 3月末
13125	出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課	在留資格変更許可の申請	国民等⇒国	286,445	未実施	20%	令和6年 3月末
13126	出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課	在留期間更新許可の申請	国民等⇒国	774,696	0.2%	20%	令和6年 3月末

※1 令和元年7月25日から在留期間更新許可の申請に係るオンライン手続の運用を開始した。

※2 令和2年3月24日から在留資格認定証明書の交付申請、在留資格変更許可の申請に係るオンライン手続の運用を開始した。

2. 対象事業の概要（事業者目線で End-to-End で記載。別途ポンチ絵を作成）

（1）利用申出

ア 申出

在留申請オンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）の利用対象者は、

- ① 外国人の所属機関の職員
- ② 所属機関から依頼を受けた弁護士、行政書士
- ③ 所属機関から依頼を受けた公益法人の職員
- ④ 所属機関から依頼を受けた登録支援機関の職員

であって、事前に利用申出を行い、承認を受ける必要がある（外国人本人は利用できない）。

利用申出は、出入国在留管理庁HPからダウンロードした申出書を始め、必要書類を準備し、出入国在留管理官署への出頭又は郵送（2020年11月より全ての利用希望者が郵送で申出できるように対応）により提出する必要がある。

イ 結果

利用申出の結果は、オンラインシステムからメールで利用者あてに結果報告がなされるので、当該メールを受領後、利用者はオンラインシステムにアクセスしてパスワードの設定を行うことにより認証IDが通知される。

（2）オンライン申請

ア 申請

上記（1）の利用申出の承認を受けた利用者は、入管法別表第1（ただし、在留資格「外交」及び「短期滞在」を除く。）の在留資格を有する外国人の依頼を受けて、同人に係る①在留資格認定証明書交付申請、②就労資格証明書交付申請、③在留資格変更許可申請、④在留期間更新許可申請、⑤在留資格取得許可申請のほか、③～⑤の申請と同時に資格外活動許可申請及び再入国許可申請をオンラインで申請することができる。

提出書類については、原則としてオンラインシステムへの添付が可能であるが、提出書類が多い在留資格など一部の申請については、書類の量によって、同システムの容量を超過する可能性があるほか、原本確認が必要となる場合があるため、郵送での提出が必要となっている。

イ 処分結果

在留申請に係る処分結果は、オンラインシステムを利用し、メールで審査終了通知が送付される場所、在留資格認定証明書、就労資格証明書、在留期間更新許可時等に伴う在留カードの交付、資格外活動許可や再入国許可に伴う証印シールの旅券上への貼付については、実物を送付するほか、旅券上へシールを貼付する必要があるため、オンラインではなく、郵送や出頭により対応している。

また、就労資格証明書交付申請、在留期間更新許可、在留資格変更許可申請及び再入国許可申請に係る処分は、手数料を支払うこととされている場所、現在収入印紙で支払う必要があるため、オンラインではなく、郵送や出頭により提出を求めている。

(3) 定期報告

ア 申出

上記(1)の利用申出の承認時に付与された認証IDの有効期間は1年間であることから、新規利用申出後、1年以内に有効期限を延長するための定期報告(認証IDの更新手続)を行う必要がある。定期報告の手続は、出入国在留管理庁HPからダウンロードした定期報告書を始め、必要書類を準備し、出入国在留管理官署への出頭若しくは郵送により提出する必要がある。

イ 結果

利用申出の結果は、オンラインシステムを利用し、メールで結果報告がなされる。

3. 対象事業のオンライン化の状況(オンラインで完結しない場合は、その内容を具体的に記載)

(1) 利用申出

ア 申出

上記2(1)アのとおり、オンラインでは提出できないため、令和4年11月末までにオンライン化の導入を目標とする。

イ 結果

上記2(1)イのとおり、メールで結果が報告されるため、オンライン化対応済。

(2) オンライン申請

ア 申請

上記2(2)アのとおり、オンラインで申請することが可能。提出書類については、運用状況を見つつ、令和3年3月末までに、現

状でおよそ全ての資料をオンラインシステムに添付可能か結論を出す。その上で、例外的に添付資料が膨大となるようなごく一部の申請について除外してもなお、添付データの容量拡張が必要とされれば、オンラインシステムの機器の増強を検討する。

イ 処分結果

上記2（2）イのとおり、現状、在留カードを送付したり、旅券上に証印シールを貼付する手続が必要であることから、郵送や出頭により対応しており、これらのオンライン化の対応は困難である。他方、手数料の納付については、現状は収入印紙の対応のみであるため、キャッシュレス納付のための制度及びシステム対応を検討し、令和6年3月末にキャッシュレス化の導入を目標とする。

(3) 定期報告

上記2（3）アのとおり、オンラインでは提出できないため、令和4年11月末までにオンライン化の導入を目標とする。

イ 承認・不承認

上記2（3）イのとおり、メールで結果が報告されるため、オンライン化対応済。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	<ul style="list-style-type: none">・ 在留資格認定証明書の交付申請・ 在留資格変更許可の申請・ 在留期間更新許可の申請
-----	--

<p>各手続の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留資格認定証明書交付申請 外国人が我が国に上陸する際、事前に希望する在留資格の上陸条件の適合性を法務大臣に証明してもらうための申請 ・ 在留資格変更許可申請 外国人が在留目的を変更して別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に行う申請 ・ 在留期間更新許可申請 外国人が在留期限を超えて本邦に在留しようとする場合に行う申請 <p>【年間手続件数（令和元年）、オンライン利用率（令和元年を含む過去5年間）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留資格認定証明書の交付申請（年間件数：600,919、オンライン利用率：未実施） ・ 在留資格変更許可の申請（年間件数：286,445、オンライン利用率：未実施） ・ 在留期間更新許可の申請（年間件数：774,696、オンライン利用率：0.2%）
<p>オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方 （主要な手続について目標設定）※調査中の場合でも想定目標値を記載</p>	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン利用率20%（オンライン申請件数／オンライン申請対象件数、以下同じ）：在留資格認定証明書交付申請 ・ オンライン利用率20%：在留期間更新許可の申請 ・ オンライン利用率20%：在留資格変更許可の申請 <p>【取組期間（達成期限）】</p> <p>令和6年3月末まで</p> <p>【目標・期間設定の考え方】</p> <p>（梅）昨年7月に在留期間更新許可申請、本年3月に在留資格認定証明書交付申請と在留資格変更許可申請に係るオンライン申請手続を開始したばかりで、段階的に対象者を拡大している段階であり、利用率からも未だ初期フェーズを抜け出していないため、まずは可及的速やかに「離陸」するため、20%を目標とする。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン① ※オンライ ン化未実施 の場合は、オ ンライン化 に向けた課 題とアクシ ヨンプラン を記載	課題	オンラインシステムの利用者が限定的である。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和5年3月末までにオンライン利用対象者を90%以上にする。
		【KPI の定義】 オンライン利用対象者／中長期在留者
	アクション プラン a	【取組内容】 オンラインシステムを外国人本人が利用できるための法令改正及びシステム改修を検討する。
		【取組期限（期間）】 令和4年11月末
	アクション プラン b	【取組内容】 現在、弁護士、行政書士はオンラインシステムを利用できるところ、所属機関ごとに利用申出を行う必要があり、個人に対して所属機関ごとに複数の認証IDが付与されているため、弁護士・行政書士個人に認証IDを付与できるようシステム改修を検討する。
【取組期限（期間）】 令和4年11月末		
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク	課題	オンライン完結していない。
	中間 KPI	【目標】 令和6年3月末までにオンライン完結を実現。
		【KPI の定義】
	アクション プラン a	【取組内容】 利用申出、定期報告がオンライン化されるためのシステム構築（システム改修）を検討する。
		【取組期限（期間）】 令和5年3月末

シ ョ ン プ ラ ン ②	アクション プラン b	【取組内容】 およそ全ての在留申請に係る提出資料をオンライン上で添付できるようにする。
		【取組期限（期間）】 令和 3 年 3 月末
	アクション プラン c	【取組内容】 手数料のキャッシュレス化を行うための法令改正及びシステム構築（及びそれに伴い必要なシステム改修）について検討する。
		【取組期限（期間）】 令和 6 年 3 月末
	アクション プラン d	【取組内容】 在留資格認定証明書の電子化を行うための法令改正及びシステム構築（及びそれに伴い必要なシステム改修）について検討する。
		【取組期限（期間）】 令和 5 年 3 月末
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と	課題	官民連携がなされていない。添付書類が多い。
	中間 KPI	【目標】 令和 6 年 3 月までにオンライン利用率を 2 0 % 以上にする。
		【KPI の定義】 オンライン申請件数 / オンライン申請対象件数

課題解決のためのアクションプラン③	アクションプラン a	【取組内容】 マイナポータルの自己情報取得APIの連携を行い、居住情報や所得情報に係る提出書類の削減を目指すための法令改正及びシステム構築（それに伴い必要なシステム改修）について検討する。
		【取組期限（期間）】 令和6年3月末
	アクションプラン b	【取組内容】 提出書類の見直しを行い、省略可能な書類がないか再検討する。
		【取組期限（期間）】 令和5年3月末
	アクションプラン c	【取組内容】 民間APIとの連携を行うため、費用対効果等の検討を行う。
		【取組期限（期間）】 令和5年3月末

5. スコアカードの作成と公表方法

（オンライン利用率目標を設定した主要手続について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表）

- ・別添スコアカードのとおり。なお、ホームページ等にスコアカードを公開予定。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回 チェックの概要等については公表する）

- ・来年度中に利用者に対するアンケートを実施し、ホームページ等に公開予定。

7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。